

## 平成31年第4回宇佐市教育委員会会議録

平成31年3月28日午後2時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員  
教育長 竹内 新  
教育長職務代理 河野 浩一  
委員 古里 万里子  
委員 佐藤 修水  
委員 松永 建比古

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼社会教育課長	佐藤 良二郎
教育総務課長兼図書館長	出口 昭子
学校教育課長	竹下 富美子
学校給食課長	久井田 裕

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

### ◎附議事項

- 議第30号 宇佐市教育委員会事務局の職員人事異動について  
(教育総務課)
- 議第31号 平成31年度宇佐市奨学生の決定について (教育総務課)
- 議第32号 平成31年度藤・稲尾奨学生の決定について (教育総務課)
- 議第33号 宇佐市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱の制定について  
(教育総務課)
- 議第34号 宇佐市適応指導教室条例施行規則の一部改正について  
(学校教育課)
- 議第35号 指定校変更について (学校教育課)
- 議第36号 社会教育指導員の委嘱について (社会教育課)
- 議第37号 宇佐市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正について  
(社会教育課)
- 議第38号 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について  
(社会教育課)

議第 3 9 号 宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱について (社会教育課)

議第 4 0 号 市内遺跡発掘調査指導委員会の委員の委嘱について (社会教育課)

議第 4 1 号 平成 3 0 年度宇佐市文化財の指定等について (社会教育課)

◎追加議案

議第 4 2 号 指定校変更について (学校教育課)

議第 4 3 号 公民館長等の任用について (社会教育課)

議第 4 4 号 盆地ギャラリー展示設計製作業務事業者選定審査会委員の委嘱について (社会教育課)

◎報告事項

- (1) 平成 3 1 年 3 月 第 1 回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について (教育次長)
- (2) 宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会及び今後の学校施設の長寿命化計画について (教育総務課)
- (3) 4 月の行事等の予定について (各課)

(開会 午後 2 時 0 0 分)

教 育 長 平成 3 1 年第 4 回宇佐市教育委員会の開会を告げる。  
平成 3 1 年第 2 回及び平成 3 1 年第 3 回の会議録を各委員に諮り、承認される。

教 育 長 議第 3 0 号平成 3 1 年度宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について、教育総務課に説明を求める。

教育総務課長 議第 3 0 号平成 3 1 年度宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について、ご説明いたします。11Pをご覧ください。  
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問はありませんか。  
ないようですので、議第 3 0 号平成 3 1 年度宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動については、承認とし、次に議第 3 1 号平成 3 1 年度宇佐市奨学生の決定並びに議第 3 2 号平成 3 1 年度藤・稲尾奨学生の決定について、教育総務課に説明を求める。

教育総務課長 議第31号平成31年度宇佐市奨学生の決定並びに議第32号平成31年度藤・稲尾奨学生の決定について、ご説明いたします。12Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。  
ないようですので、議第31号平成31年度宇佐市奨学生の決定並びに議第32号平成31年度藤・稲尾奨学生の決定については、承認とし、次に議第33号宇佐市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱の制定について、教育総務課に説明を求め

教育総務課長 議第33号宇佐市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱の制定について、ご説明いたします。15Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。

委 員 共催や後援の年間の申請数はどのくらいですか。

教育総務課長 件数は、今の手持ち資料で分かりませんが、共催の申請はあまりなく、後援がほとんどです。

教 育 長 何か質問はありませんか。

ないようですので、議第33号宇佐市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱については、承認とし、次に議第34号宇佐市適応指導教室条例施行規則の一部改正について、学校教育課に説明を求め

学校教育課長 議第34号宇佐市適応指導教室条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。27Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、ご意見等ありませんか。

委 員 名称が変わったというのはわかるのですが、具体的に支援センターになって、個々に応じた支援が変わる部分がありますか。

学校教育課長 今までも個々に応じた指導ということで行ってきましたが、やはり支援センターということで大きく捉えたときに、今後は考えていく必要があると思います。児童・生徒の指導の面については、特段今までと変わるようなことはありません。

教 育 長 他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議第34号宇佐市適応指導教室条例施行規則の一部改正については、承認とし、次に議第35号指定校変更について、学校教育課に説明を求め

学校教育課長 議第35号指定校変更について、ご説明いたします。30Pをご覧ください。

今回は新小学校1年生1人、小学校2年生1人、新小学校3年生1人、新小学校4年生1人、新中学校2年生1人、中学校2年生1人、計6人の指定校変更についてでございます。なお、いずれも登下校においては、保護者が責任を負うこととなります。

(変更理由については議案に記載)

教 育 長

何か、質問はありませんか。

今回申請されているものの指定校変更の理由について、番号2、3は学期途中の転居、番号1、4、5は放課後の監督者不在ということです。番号6については、生徒指導上の理由ということになり、継続の案件です。番号1～6については、すべて承認ということによろしいですか。

委 員

異議なし。

教 育 長

それでは、議第35号指定校変更については、承認とし、次に議第36号社会教育指導員の委嘱について、社会教育課に説明を求めます。

社会教育課長

議第36号社会教育指導員の委嘱について、ご説明いたします。32Pをご覧ください。

(詳細については議案に記載)

補足させていただきますと、社会教育指導員につきましては、人権担当、公民館担当にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める場合は、最長で5年まで更新ができることになっています。

教 育 長

何か、質問はありませんか。

ないようですので、議第36号社会教育指導員の委嘱については、承認とし、次に議第37号宇佐市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正並びに議第38号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育課に説明を求めます。

社会教育課長

議第37号宇佐市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正並びに議第38号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説明いたします。33、34Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長

何か、意見等はありませんか。

委 員

委嘱される人数が一度に増えるのですが、講習など全体での会議などは予定されていますか。

社会教育課長

毎年、年度当初に協育コーディネーター向けに会議を開いておりまして、こういうふうに学校と地域を取り持ってもらいたいということで説明しております。

委員 活動内容は先ほどお聞きしたのですが、活動の頻度はどのくらいですか。

社会教育課長 正確な数字は、今の手持ち資料で分かりませんが、1000件を越える要望が出されています。現在は中学校区に1人で、その中学校区の中に小学校が何校かありますので、それを行き来するということになり、忙しすぎて、なかなかきめ細やかな対応ができにくくなっておりました。学校側が直接ボランティアとやり取りしているという状況になっていましたので、そうではなくて、やはり各中学校区に統括アドバイザーを置いて、その下に協育コーディネーターがいて、それぞれ学校と地域を取り持つ方向でやっていきたいと思えます。特に多いものが、ミシン掛けのボランティアの要望が多いと聞いております。

委員 これから先、統括アドバイザー、協育コーディネーターともに非常に重要な立場になるのではないかなと思います。頻繁に活動できる人とそうでない人とのバラつきが出てくると思うのですが、例えば報酬関係はどうなっていますか。

社会教育課長 これは、時間給でお支払するようになります。一日の活動が3時間を越えないようになど、いくつか決まりがありまして、それによってお支払をしています。

教育長 この推進員の方々は、制度上は、学校運営協議会には原則入ってくるのでしょうか。

社会教育課長 兼ねるといふかたちになっています。

教育長 各学校で、ミシン掛けとか田んぼで活動したりなど、そういう個別の具体的な話の相談相手でもありますし、もっと言いますと学校全体でこういう課題があるのだが、というような相談も地域の窓口として行うことが可能なポジションなのかなと私は思っています。特に、地域で学校に対していろいろなご要望がある場合には、重要なポストという位置づけになるのかなと思います。議第37号宇佐市地域学校協働活動推進員設置要綱並びに議第38号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱につきましては、まずはこのようなかたちで来年度やっていきたいということでございます。議第37号、第38号については、承認としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

教育長 続きまして、議第39号宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱について、社会教育課に説明を求めます。

社会教育課長 議第39号宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。35Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。ないようですので、議第39号宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱については、承認とし、次に議第40号市内遺跡発掘調査指導委員会の委員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第40号市内遺跡発掘調査指導委員会の委員の委嘱について、ご説明いたします。38Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。  
ないようですので、議第40号市内遺跡発掘調査指導委員会の委員の委嘱については、承認とし、次に議第41号平成30年度宇佐市文化財の指定等について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第41号平成30年度宇佐市文化財の指定等について、ご説明いたします。40Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。  
委 員 員 半地下式構造と耐弾式というのは、似たような構造なのですか。  
社会教育課長 今まで、半地下式と認識していたのは、元々の地面はコンクリート盤でそこにすでに70数年経っていますので、30~40センチくらいの土が堆積していました。構造が少し中に落ち込むような形状になっていたものですから、半地下式というような認識をしていたのですが、堆積していた土を取り除いてみたら、土の面が地面ではなくて、その下にコンクリートが張られていて、そこが元々の地面ということが判明しました。そうすると、半地下式ではなくなりましたので、今回このようなかたちで名称の変更ということになりました。

教 育 長 いったん指定文化財として、市内の看板、書籍、印刷物などで半地下式コンクリート造建物という名称が広く使用されていると思うのですが、今後どうやって修正していくのですか。現在として、なにか方針はありますか。

社会教育課長 確かにご指摘の課題はあると思います。今後、新しく平和ミュージアムが完成して、新たにパンフレット類などを作成、もしくは増し刷りをしたりするものについては、順次変更していこうと思います。看板等については、これから設置するものについては、すべて「耐弾式」という形で設置して行って、新しいものができたら、古いものは撤去する方向で考えております。

教 育 長 今あるものについては、上から修正テープなどを貼って、説明書きで「耐弾式」になるというような対応をするということま

ではしないですか。

社会教育課長 確かに、そのような対応をするのが理想的なのですが、その機能がはっきりしていないものですから、「コンクリート造建物」と我々は呼んでいます。こういった事情もありまして、あまり多くの看板などが設置されていません。ただ印刷物については、これから少しずつ変えていかなければならないと思っています。

教 育 長 他に、何か意見等はありませんか。

ないようですので、議第41号平成30年度宇佐市文化財の指定等については、承認とし、次に追加議案議第42号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第42号指定校変更について、ご説明いたします。追加議案書の2Pをご覧ください。

今回は新小学校4年生1人、新小学校5年生1人、計2人の指定校変更についてでございます。なお、いずれも登下校においては、保護者が責任を負うことになります。

(変更理由については議案に記載)

教 育 長 こちらについては、特別支援学級を理由とする申請で、継続という案件でもありますので、番号1、2ともに承認ということによろしいでしょうか。

異議がないようですので、議第42号指定校変更については、承認とし、次に議第43号公民館長等の任用について、社会教育課長に説明を求める。

社会教育課長 議第43号公民館長等の任用について、ご説明いたします。追加議案書の3Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。

委 員 名簿の中で、館長、分館長の欄で空白のところは、引き受けていただける方がいないということですか。

社会教育課長 その地区の方にやっていただけるようお願いしても、地区の他の役職をしているなどで、なかなか引き受けていただける方が見つからないというところが実情です。

委 員 館長が不在でも、運営はできるのですか。

社会教育課長 そうですね。社会教育指導員がおりますので。館長の役割としましては、その地区館を統括するという役目もありますが、事業があるときに出向いて、挨拶をしたり、館長指導員会議に出席するなどをしてもらっています。非常勤で必要に応じて、出勤してもらい、年額報酬で引き受けていただいております。

教 育 長 他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議第43号公民館長等の任用については、承認とし、次に議第44号盆地ギャラリー展示設計製作業務事業者選定審査会委員の委嘱について、社会教育課に説明を求めらる。

社会教育課長 議第44号盆地ギャラリー展示設計製作業務事業者選定審査会委員の委嘱について、ご説明いたします。追加議案書の4Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。

委 員 趣旨については、賛成です。ギャラリーが、新安心院支所の顔になるのではないかなと思います。広さはどのくらいでしょうか。

社会教育課長 79㎡です。およそ9メートル四方くらいです。

教 育 長 他に、意見等はありませんか。ないようですので、議第44号盆地ギャラリー展示設計製作業務事業者選定審査会委員の委嘱については、承認とし、続いて報告第1項平成31年3月第1回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、教育次長に説明を求めらる。

教育次長 平成31年3月第1回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、ご説明いたします。44Pをご覧ください。

(詳細は資料に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。

委 員 一般質問の量が多いですが、良い回答ができています。総合教育会議の関連の質問がでていましたが、別府市議会の3月議会に総合教育会議の内容について、市議から質問が出たそうです。宇佐市議会でも総合教育会議の内容について、これから質問が出てくるのではないかという刺激を与えたと思います。

教 育 長 本来、総合教育会議は、公開の会議になっています。ここ最近はまだ外部からの見学の申し出がない状況です。見学したいというご希望があれば、公開しないといけません。議事録も事務局を中心に作成し、ホームページに掲載しています。

委 員 子どもの命を守る取り組みについて、ヘルメットの着用、いじめや虐待防止などの質問が多いなという感じがしています。命を守る取り組みが以前にも増し、危機管理の内容がとても多岐にわたっていて、かなり想像力を駆使しないと、防ぎきれないような内容が新たに出てきているなと思います。一旦起こってしまったら、事後対応の後追いでは相当な時間と労力を費やし

てしまうこともあると思いますので、やはりリスクマネジメントが必要になってきていると思います。学校というところは前例踏襲の傾向が強いので、定期的にある校長会、教頭会、管理職向けのリスクマネジメント研修などで、新たな視点の危機管理を反映させられているかを伺いたいと思います。

学校教育課長 先日の報道の件も起こってから、緊急に校長会を開くなど、どうしても後手になってしまいがちですので、そういった研修を先手に行う必要性を感じ、今後はそういったこともしていけないといけないと思います。

委員 私が教頭をしていた頃は、教頭会の時間を割いて、マネジメント研修などをやっていて、耳にタコができるくらい、いろいろ聞いていました。その繰り返しがとても大事だと思います。学校の中で教頭は、要になる存在だと思いますし、教頭先生が次の時代の若い人材を育てていく意味でも、教育委員会の方から新たな視点というものをどんどん落とし入れていただきたいと思います。

委員 子育て、教育を語る上ではいじめという言葉はなくならないですね。我々が子どもの頃からいじめというのはあります。最近では、いつどういう形でいじめが起こるか分からない状況ですよ。本人がどうのという訳ではなくて、親の職業や生活状況においてもいじめが行われているという現状があります。本人は、なにも悪くないのにというのが非常に多いですね。いじめられている子どもというのは学校に行きたくなくて、しょうがないと思うのです。学校の中でも本当に苦しい立場だと思います。親にも言えない、先生にも恥ずかしくて言えないという子どもが多いのだらうと思います。そういった子どもたちを助けられるような、県が行っている110番のような、言いやすい環境を整えてほしいと思います。これから4月、新年度になりますけども、できるだけ風通しのいい、すぐに相談できるような学校にしてほしいと思います。新年度で桜が咲いて、今からやるぞという子どもたちが多い中で、苦しいなと思って、学校に行く子どもは本当にかわいそうなので、本当に取り組んでほしいなと思います。

学校教育課長 ご意見、ありがとうございます。相談しやすい体制、やはり子どもだけではなく、保護者からも学校が信頼を受けて、いつでもどんなことでも相談しやすい体制作りは、校長会の中でも毎回話しております。先生たち自身がアンテナを張るということももちろん大事ですし、相談をしやすいという体制づくりとい

うのを学校全体として、やっていかなければならないと思います。子どもたちに対しては、専門的なスタッフというのも非常に重要で、スクールカウンセラーをうまく子どもたちにも広めていくということも必要だと感じています。

委員 交通事故と同じで、いくら自分が気をつけていても、後ろや横から当てられたりすることがありますから。常にアンテナを張るということは大事だと思います。

委員 いじめといじりというのが、紙一重といいますか、一緒になってきているのではと思います。いじる方は、逆に親近感を持ってやっているのだけど、いじられた方がすごく傷ついてというケースがあるのかなと思います。テレビ番組をみると、出演している人が振ってくれたという言い方をするのを、子どもたちの間でやってしまう。やっている方は、いじめというつもりはなくて、やられた方はすごく恥ずかしい思いをして、傷ついていて。そこで調子に乗ってしまうと、どんどんエスカレートしていくこともあると思います。私たちが子どもの頃のいじめというのは、陰湿と言いますか、物がなくなったりとか、落書きされたりとか、明らかにいじめだったのですが、今はそんな状況が難しいかなと思います。

学校教育課長 相手の立場を慮る、心の教育と言うのが非常に重要になってくると思います。笑っていても、傷ついているというところの感じ方が非常に重要だなと思います。

委員 そういった子どもは恥ずかしくて、声に出せないと思うので、先生は大変になると思うのですが、身近にいる先生が声かけをするのが大事なのかなと思います。

教育長 市議会定例会における一般質問については、ほかにご意見はありませんか。

ないようですので、続きまして報告第2項宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会及び今後の学校施設の長寿命化計画について、教育総務課に説明を求めます。

教育総務課長 報告第2項宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会及び今後の学校施設の長寿命化計画について、ご説明します。

53Pをご覧ください。3月12日、宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会を開きました。通常は、小中学校の計画と現状についてと幼稚園の計画と現状についてということですが、今回は長寿命化計画の策定を平成32年度にするということもありまして、頭出しで計画の内容の説明をさせていただきました。そして、平成31年度に3

回の適正規模適正配置検討委員会を開いて、宇佐市教育委員会の方向性を定めていきたいと思っています。この長寿命化計画というのは、文科省が平成25年にインフラ長寿命化基本計画として策定しているものです。この中で平成32年頃までに、個別施設ごとの長寿命化計画の策定が求められています。これは、各地方公共団体、各市が求められていまして、大分市などは現在すでに策定済みであります。これを策定することによって、今後、各施設を長寿命化するときに補助金がつくというかたちになっていきます。宇佐市においては、平成28年に宇佐市公共施設等総合管理計画ができて、その中で市全体の施設の管理の方向性を示しております。老朽化で見直す施設は、廃止や統合化を図る。維持すべき施設は、長寿命化を図るという方向性を持っております。今後、人口減が顕著になりますので、すべての施設の維持管理等をしていくのは、難しいということになります。昭和55年に小学校の児童数がピークでして、6千人近くいましたけれど、それが平成30年には半減しているような状態になっています。同様に中学校でも、昭和60年にピークを迎え、3千人でありましたが、それが現在は1千3百人ほどになっております。学校施設というのが、第二次ベビーブームがあり、その時代に建てられた施設が多いということもあり、現在では維持していくのが難しいといえますか、今後どういうふうを活用していくのかというのが課題になっています。宇佐市では、今までに第一次宇佐市学校施設整備計画であるとか、第二次、第三次まで策定し、学校の耐震化とか、改築を進めてきたところですが、第三次ではエアコンやプールの改修・改築などを進めてきました。長寿命化改修を行いながら、老朽化した施設を長く使い続けるとか、不具合だけを直すのではなく、建物の機能を引き上げるというかたちで長寿命化を図るというのが目的であります。そのためには、答申として決定しないといけないということで、57Pに代表的な活用方針ということで記載しています。Aでは現状の規模や機能を維持する学校、Bでは現状の規模や機能を維持しつつ、他の公共施設との複合化・共有化を検討する学校、Cでは統合を検討する学校ということになっております。今後こういった方向性で行っていくかというのは、委員会の方でいろんな意見をお聞きしながら考えていき、32年度の長寿命化計画に反映していくということになっています。この中の適正規模というのが、だいぶズレてきた感じがありまして、国では12学級以上、18学級

以下ということになっておりますが、県ではさらに小さくなっており、小学校では10学級以上、中学校では6学級以上。宇佐市に関しては、その基準に該当するようところが少ない状況です。宇佐市で、規定しているのは小規模校という範囲だけで、児童生徒の見込みが50人未満というのが小規模校の定義となっております。来年度に向けて、今後の活用の方向性などを定めて、今後の計画に反映したいと思っています。

教 育 長 何か、意見等はありませんか。ないようですので、続きまして報告第3項、4月の行事等の予定について、各課に説明を求め

る。  
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問等はありませんか。

ないようですので、次回教育委員会の日程について。

事 務 局 次回教育委員会の日程についてですが、4月23日火曜日の午後2時から宇佐市教育委員会2階会議室で開催したいと思いますが、如何でしょうか。

教 育 長 4月23日火曜日の午後2時からでよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

教 育 長 異議がないので、次回の教育委員会は、4月23日火曜日の午後2時から、教育委員会2階会議室で開催します。

教 育 長 次回教育委員会の日程が決まりましたところで、協議させていただきたい事項があります。協議事項①として、教育委員による学校訪問について、事務局に説明を求める。

事 務 局 教育委員の学校訪問につきましては、平成30年度までは3年で一巡するペースで学校訪問を行っており、ちょうど一巡したところですが。今からの計画を立てる上で、3年で一巡のペースでは1回につき、4～5校訪問し、少し慌ただしい部分もありました。4年で一巡する計画を立てますと1回の学校訪問で3校訪問になります。または、1回の学校訪問で2か所を訪問し、ゆっくりじっくり訪問する方法と、どう訪問するのがよいか、ご協議をお願いいたします。

教 育 長 今までは、市教委としての学校視察を3年で一巡するようなペースにしていたのですが、そのペースを少し緩める方向にということですが、いかがでしょうか。今までの学校訪問は、訪問数もたくさんあり、学校間の移動時間もありませんでしたので、かなりタイトで駆け足の視察であることが多かったように思います。教育委員さんの任期は4年間ということもあり、少しペースを緩めると落ち着いて視察できると思うのですが、何か、意見が

ありませんか。

(賛成の意見多数あり)

教 育 長 ありがとうございます。それでは、頂いたご意見をもとに意見交換会を実のあるものにするために、そういった時間を確保すべきであるということを踏まえて、学校訪問のペースを少し緩めていくという方向でいきたいと思います。続きまして協議事項②、藤・稲尾奨学金について、教育総務課に説明を求める。

教育総務課長 まず藤・稲尾奨学資金の経過について、ご説明いたします。昭和58年度に静岡県在住の藤美千代氏（宇佐市出身）の方より14,180千円の寄付金と町費（旧安心院町）5,820千円を加え、昭和59年度に藤奨学金でスタートしています。その後、平成7年度に芦屋市在住の稲尾民介氏より10,000千円教育振興に寄附していただきましたので、10,000千円を追加して、30,000千円で名称を藤・稲尾奨学資金として平成8年度よりスタートしています。平成31年度3月末日現在の残高が16,224,278円となっています。この部分は、宇佐市奨学資金と違って、旧安心院町に5年間在住している保護者のお子さんを対象として、贈与する形で毎年安心院中学校より5名の奨学生を決定しております。宇佐市奨学資金においては、各学校2名ないし3名というかたちで安心院中学校を除く6中学校で計15名を決定しております。安心院中学校だけが、藤・稲尾奨学金として5名選考されるという形で、現在までできています。合併協議等でも検討しておりますが、すでに合併してから10年以上も経っていますし、寄付者の意向を尊重するという経緯はあるものの、安心院中学校だけ5名選考されるのもどうなのかというところです。残高もかなりありますので、一年間で90数万円支出していたとしても、まだ16年ほどあります。今後、宇佐市奨学資金と藤・稲尾奨学資金を合併するか、財源としては、宇佐市奨学資金は一般財源のみであり、藤・稲尾奨学資金については基金からすべて繰入となっています。今後の方向性を協議していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

教 育 長 これにつきましては、今この場で方向性を判断しようと思っ  
ていませんが、今後、この奨学資金をどう扱っていくかという  
検討をしたいと思います。何か、ご意見等ありませんか。

(基金合併に向けては今後しっかり検討を求める意見あり)

教 育 長 今、頂いたご意見をもとに、今後検討していきたいと思  
います。続きまして協議事項③教育長職務代理者の指名について、教育  
次長に説明を求める。

教育次長 教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うこととされております。この規定に基づき、指名された委員が教育長の職務を代理することになりますが、自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合は地教行法第25条第4項に基づき、その職務をさらに事務局職員に委任することも可能とされております。以上でございます。

教 育 長 それでは、教育次長より説明がありましたように、地教行法の規定により、教育長が職務代理者の指名をすることになっておりますので、私の方から職務代理者の指名をさせていただきます。私としましては、平成31年度は古里委員を教育長職務代理者として、指名をさせていただきたいと思っております。古里委員、よろしいでしょうか。

委 員 承知いたしました。

教 育 長 ありがとうございます。では、古里委員、挨拶をお願いします。

古里委員 (就任挨拶)

教 育 長 ありがとうございます。みなさん、今後ともよろしく願いいたします。

教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第4回宇佐市教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後4時39分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。